

令和6年8月26日

保護者様

中之島小中一貫校
校長 楠井 誠二

非常災害時の措置について

表題について、今後の気象状況や災害状況を鑑み、次に示す基準により臨時休業の措置をとりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願ひいたします。

記

午前7時の時点及び午前7時を過ぎて始業時間（午前8時30分）までに、次の態様及び規模の災害等が発生した場合、学校は臨時休業の措置をとります。

ア	大阪市において、「暴風警報」「暴風雪警報」「特別警報」が発表された場合
イ	北区のいずれかの地域に、大阪市から河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等は避難）」「警戒レベル4（全員避難）」の発令があった場合 ※気象庁から出された防災気象情報は除く。
ウ	大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合
エ	「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合

*上記表のア～エにかかわらず、次の事態が発生した場合、校長の判断により臨時休業の措置をとる場合があります。

- ・「暴風警報」「暴風雪警報」以外の警報の発表
- ・登校の安全が確保できない事態の発生や学校周辺の緊急事態等が生じた場合
- ・教育施設の被害や教育活動の実施が困難となる事態等が生じた場合
- ・直上2つの事態が生じるおそれがあると認められる場合

*全市募集・学校選択制・指定外就学等で公共交通機関を利用し登下校されている児童生徒は、次の場合、遅刻・欠席扱いにはなりません。学校へ連絡をお願いします。

- ・登校時に公共交通機関による遅延や運転見合わせ、運休等が発生している場合
- ・居住区に河川氾濫の避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の発令があった場合
- ・居住地の状況により保護者が登校は困難と判断した場合

*登校後に下校措置が決定した場合、保護者の方に児童生徒の安全な引き渡しのために、引き渡しカードをご提出ください。引き渡しの依頼は、ミマモルメでの連絡・学校ホームページへの掲載により通知します。児童生徒はそれまで学校待機となります。仕事や交通機関の運休等によりすぐお迎えに来られない場合は、学校へ連絡をお願いします。